

仙台市公共建築物アスベスト対策方針

平成17年12月26日市長決裁

平成17年8月以降に行った市有施設の調査結果に基づき、施設の利用者等の健康を保護し、安全を確保するため、以下によりアスベスト飛散防止対策を講じるものとする。

1 アスベストを含有し、露出している吹き付け材等の対策

アスベスト含有濃度が1%超の吹き付け材等の使用が確認された市有施設については、吹き付け材等の種類・状態、施設の利用形態等を総合的に勘案して改修を行う。

改修は、「除去」「封じ込め」「囲い込み」のいずれかとし、原則「除去」とする。

(1) ランク : 劣化・損傷の疑いがある箇所及びロックウールにアスベストが含まれている箇所

⇒ 速やかに飛散防止のための応急対策を講じるとともに、早急に改修する。

(2) ランク : ランク 以外で市民等が利用する箇所

⇒ 随時点検するとともに、原則として平成18年度末までに改修する。

(3) ランク : ランク , 以外の箇所

⇒ 随時点検するとともに、平成19年度末までに改修する。

なお、ランク , の施設については、アスベスト浮遊量の測定を実施し、必要に応じ緊急に改修を行う。

また、休止施設や通常人の立入がない箇所であって外部に影響を及ぼさないと判断できる場合は、応急対策等を行うことにより改修の時期を変更することができる。

2 アスベストを含有する建材等の対策

今回の調査対象以外の建材等については、補修・改修時に必要な対策を講じる。

3 安全の確認

アスベストを含有する吹き付け材等の改修を講じるまでは、吹き付け材等の状態を毎月目視で点検し記録する。

4. 留意事項

(1) 対策の実施

対策の実施にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則など関係法令を遵守するとともに、「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省環境管理局大気環境課 平成13年3月)、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会 平成17年8月)、「公共建築改修工事標準仕様書」等により適切な工事を行うものとし、アスベスト粉じんによる周辺環境への汚染を防止するとともに、工事に携わる労働者がアスベスト粉じんを吸入することのないよう十分に安全を確保する。

(2) 廃棄物の処理

飛散性アスベスト廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理する。

非飛散性アスベスト廃棄物の処理については、「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」(環産産発第050330010号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知 平成17年3月30日)に基づき、適正に処理する。

用語の定義

「アスベストを含有する」とは、重量の1%を超えるアスベストを含有することをいう。

「吹き付け材等」とは、吹き付け材及び折板裏打ち断熱材をいう。

「除去」とは、吹き付け材等をはく離し撤去することをいう。

「封じ込め」とは、薬剤等により吹き付け材等の表層等を固着化して、アスベストが飛散しないようにすることをいう。

「囲い込み」とは、吹き付け材等が使用空間に露出しないように、壁、天井等で完全に覆いアスベストが飛散しないようにすることをいう。

「劣化・損傷の疑い」とは、表面全体に毛羽立ち、繊維のくずれ、吹き付け面に相当程度の破損・欠損、たれさがりがあることをいう。